

2008年1月25日

## 知財戦略への要望——産学連携推進及び知財人材育成の観点から

神戸大学法学研究科 井上由里子

### 1. 産学連携の推進——知財管理体制への支援の継続・学生等の地位の明確化

知財本部整備事業により大学での知財管理体制の一応の基盤は構築されたが、各大学がその特色を活かしつつ、産学連携・知財管理の実質化を進めることにつき、引き続き支援措置を講ずることが望ましい。

また、産学連携を進めるにあたっては、各大学が、学生・ポスドク・留学生等に係る権利関係の明確化をリスク管理として徹底していくことが必要である。ただし、大学の教育機関としてのミッションをも十分考慮する必要あり、学生等の地位・権利関係のあり方についての一層の検討を提案したい。

### 2. 理科系学部・大学院における知財教育の充実——知財キャリア・パスの提示

理科系における知財教育は、①将来、研究者の道に進み、あるいは企業に就職し知財部門に配置されうる学生に知財制度の基本を教えるという意義もあるが、②知財専門家（弁理士・知財弁護士、知財マネジメント専門家）へのキャリア・パスを理科系学生に提示する重要な場ともなりうる。

②に関連し、法科大学院への理科系出身者の入学者の割合は横ばいである。新司法試験の合格率が当初いわれていたよりも低いこともあって、敬遠されている可能性もある。しかし、理科系出身者で法科大学院に進み、知財を学んだ学生の弁護士事務所への就職は、法曹人口急増に伴う就職難の中、例外的に、きわめて順調で、引く手あまたとあってよい。特に、理科系のポスドクにとって、知財法曹は魅力的な選択肢のひとつになりうると思われる。理科系学部・大学院での知財教育の場で、知財関連の各種キャリアの魅力を伝えていくことが重要であろう。

①および②の目的を達成するための知財教育の内容は、知財関連の法律の細かい内容に拘泥するものではなく、MOTを含めた総合的なものであるべきである。そのためのカリキュラム開発や普及を一層促進する施策を講じてほしい。

### 3. 知財法曹の専門的教育の充実——リカレント教育の充実

法科大学院の教育では、基礎的な法学の素養を涵養することに相当の時間をかけることが必要であり、知財の専門教育を深化させることには限界がある。法曹資格保持者に、専門職大学院や法学系大学院でのリカレント教育においてより専門的な教育を行うことが必須であり、その充実を支援する施策を講じてほしい。

以上